

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人牧山医院が開設する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（以下〔事業所〕という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下〔事業〕という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の看護師又は介護職員（以下〔従業者〕という。）が、認知症がある、要支援2・要介護状態（著しい精神症状や行動異常、認知症の原因となる疾患が急性期の状態にある者を除く。）の高齢者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の従業者は、要支援2・要介護者の心身の特性を踏まえて、残存能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を家庭的な環境の中で入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1. 名称 医療法人牧山医院 グループホーム・虹
2. 所在地 大村市黒丸町1653番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
1. 管理者 渡海 かすみ
管理者は、事業所の運営、従事者の管理及び業務の管理をするものとする。
2. 計画作成担当者 坂口 ひとみ
計画作成担当者は事業所に対する事業の利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。
3. 介護従事者
1階 介護従事者 3名以上
2階 介護従事者 3名以上

介護従事者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は1階9名・2階9名、計18名とする。
ただし、非常災害、その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとし、当該、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の負担割合に応じ1割、2割又は3割の額とする。

1. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費

- ・初期加算
- ・医療連携体制加算
- ・サービス提供体制強化加算
- ・処遇改善加算
- ・生活機能向上連携加算
- ・退居時連携加算

2. 居室使用料 (1ヶ月あたり)

1号室	30,000円	7号室	27,000円
2号室	28,000円	8号室	28,000円
3号室	28,000円	10号室	25,000円
5号室	33,000円	11号室	31,000円
6号室	27,000円		

* 1階・2階ともに居室料同額

3. その他の利用料

- ・水、光熱費
- 1ヶ月 10,300円
- ・寝具リース代
- 1ヶ月 3,000円
- ・食材料費（おやつも含む）1ヶ月 33,000円

* 理美容代、医療費、オムツ代、日用品（個人分）、レクリエーションにかかる材料費は実費。

4. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容

- (1) 事業者は指定（介護予防）認知症対応型生活介護計画に沿って、利用者に対して認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に生活支援をする。
- (2) 事業者は事業の提供に当たり、利用者の残存機能の活用に努め、共同作業を通じて日常の生活が送れるよう支援する。
- (3) 事業者は利用者又は家族との信頼関係に務め、サービス提供に当たり方法等について説明を行う。
- (4) 事業者は事業の提供に当たり利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 事業者は事業で日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行を行う。

(入居にあたっての留意事項)

- 第 7 条** 入居にあたり、利用者や家族が共同生活での約束事項を守ることで、安全で楽しく家庭的な環境の中で生活を送ることを目的とする。
1. 喫煙、飲酒について
　　喫煙は全面的に禁止とする。
　　飲酒について希望の方は、面接時に申し出てもらい検討とする。
 2. 金銭管理は原則として家族管理とする。
　　(貴重品等も同様)
 3. 面会時間
　　原則として、9 時から 21 時までとする。
　　ただし、事前連絡により 21 時以降も対応する。
 4. 外出、外泊は事前に申し出る。
 5. 所持品の紛失事故防止の為、持ち込み品に必ず名前を記入してもらう。
 6. 宗教について
　　神仏用品の持ち込みの場合は、事前に申し出てもらい検討する。

(非常災害対策について)

- 第 8 条** 非常災害時に利用者の生命、財産に害を及ぼすことのないよう安全対策に努めることを目的とする。
1. 非常時の避難場所の確保
 2. 緊急連絡網の活用
 3. 地域警察、消防団との連携

(緊急時における対応方法)

- 第 9 条** 従業者等は事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関の看護師に連絡を取ると同時に、理事長に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止について)

- 第 10 条** 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講ずるものとする。
1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知・徹底を図る。
 2. 虐待防止及び身体拘束のための指針を整備。
 3. 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。
 4. 成年後見制度の利用促進。
 5. 苦情解決体制の整備。
 6. 前 5 項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置。
- 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに市町村へ報告するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第11条** 1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
3. 身体拘束等の適正化について、指針の整備と併せ、身体拘束適正化委員会にてその対策を検討するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るとともに、年2回の研修を実施する。

(感染症対策に関する事項)

- 第12条** 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
1. 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて隨時見直すこと。
 2. 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を開催する。
 3. その他関係通知の遵守、徹底。（事故発生の防止及び発生時の対応）

(業務継続計画の策定等)

- 第13条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業又は事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条** 1. 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ、質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成16年1月1日から施行する。

(平成29年 1月16日 一部改正)
(平成30年 4月 1日 一部改正)
(平成30年 6月16日 一部改正)
(平成31年 2月16日 一部改正)
(令和1年 10月1日 一部改正)
(令和2年 3月16日 一部改正)
(令和2年 4月27日 一部改正)
(令和3年 2月15日 一部改正)
(令和3年 4月 1日 一部改正)
(令和3年 7月16日 一部改正)
(令和3年 11月25日 一部改正)
(令和3年 12月1日 一部改正)
(令和4年 4月 1日 一部改正)
(令和4年 7月 1日 一部改正)
(令和6年 3月 1日 一部改正)
(令和6年 4月 1日 一部改正)
(令和6年 10月 16日 一部改正)
(令和7年 2月 1日 一部改正)
(令和7年 7月 16日 一部改正)
(令和7年 8月 1日 一部改正)
(令和7年 10月 16日 一部改正)